

国民年金だよ



障害者になったときは

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）に初診日のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられるのが障害者年金です。

厚生年金に加入中に初診日があるときは、障害厚生年金も受給できます。

受診するための要件

初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の未納期間が3分の1以上ないことが必要です。ただし、初診日が平成28年3月31日までにある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができます。

▼障害基礎年金額（年額）

○1級 96万6,000円
○2級 77万2,800円

※受給者に生計を維持されている子がいる場合は、加算があります。子とは、18歳になって最初の3月31日までの子、または20歳未満で1級、2級の障害がある子のことです。平成23年度から、受給権を得た後に子を扶養するようになった人にも加算があります。

○1人目・2人目

各22万2,400円

○3人目以降

各7万4,100円

国民年金加入前に障害者になった人は

国民年金に加入する20歳になる前に1級、2級の障害者になった場合は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

生活を支える人が亡くなった時

国民年金の加入者などが亡くな

ったときに生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けることができるのが遺族基礎年金です。

対象となる人

○亡くなった人

①国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）人

②老齢基礎年金を受けている人、受けられる人

○受けとる人

亡くなった人に生計を維持されていた子のいる配偶者か子

受給するための要件

右記①の場合、死亡日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めていなかった期間が3分の1以上ないことが必要です。ただし死亡日が平成28年3月31日までにある場合は、死亡日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができます。

▼遺族基礎年金額（年額）

○配偶者が受ける場合

子が1人いる配偶者
99万5,200円

子が2人いる配偶者

121万7,600円

子が3人いる配偶者

129万1,700円

※子が4人以上いる場合は子がいれば3人いる配偶者の額に1人につき7万4,100円を加算。

○子が受ける場合

1人るとき

77万2,800円

2人るとき

99万5,200円

3人るとき

106万9,300円

※子が4人以上の場合は子が3人の額に1人につき7万4,100円を加算。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

（電話 34-2121内線413）

日本年金機構 旭川年金事務所

（電話 0166-72-5002）